

京都市消防局訓令乙第2号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防団員服装規程の一部を次のように改正する。

平成29年7月10日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第13条に次のただし書を加える。

ただし、団長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

別表第2の1備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 合冬帽、合冬服、防寒衣（コート型）、ネクタイ、白手袋及び消防団員き章は、団員として5年以上勤務した者に対してのみ貸与するものとする。

3 活動服（長袖）は、団長が特に必要と認めた者に対してのみ2着貸与するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（消防局総務部消防団課）